

EARTH SHIP PARTNER ANANに関する協定書

阿南市（以下、甲という。）と_____（以下、乙という。）は、本市へ関心を持ち、且つ、さまざまな形で地域と関わる「関係人口」の創出・拡大・深化に係る事業（以下、「関係人口事業」という。）を官民協働で推進するため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は本市が推し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」をはじめとする、関係人口事業をより効果的なものとするため、海岸・河川環境の保護、環境啓発活動、環境配慮型商品やサービスの開発・販売、関係人口に対する特典サービスの提供等（以下、「協働実践活動」という。）、持続可能な社会づくりに取組むことで、地域及び企業ブランディングや地域経済の活性化につなげていくことを目的とする。

（活動）

第2条 乙は「EARTH SHIP PARTNER ANAN登録申請書」に明記した活動及びサービスの提供を実施する。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、協働実践活動を実施するために必要となる情報を提供するとともに、乙は甲からの協働実践活動の参加要請に可能な限り協力をしなければならない。

（情報発信）

第4条 甲は、乙の参加する協働実践活動の内容について情報発信をするとともに、関係人口事業の実績を乙に対して報告することとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日（3月31日）までとする。また、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し、当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了日の翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。ただし、甲乙間の信頼を損なう事情が発生したときは、当協定を破棄することができる。

（協定破棄）

第6条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、この協定を破棄することができる。

(阿南市版ふるさと納税との関連)

第7条 甲は、阿南市版ふるさと納税制度の運用における返礼品調達に係る事業所について、当協定を締結した事業所の中から選定することとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して必要となる事項が発生したときは、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

本協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名、押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 阿南市
阿南市長 岩佐 義弘 ⑩

乙 ⑩